

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価				
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応	
I 農畜水産物の安全性の向上													
安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	静岡県	<p>【事業の必要性】</p> <p>これまで本県では、浜名湖産貝類(アサリ・カキ)の食品としての安全確保、安心イメージ向上のため、漁業者等生産者、業界及び行政機関が一体となって、毒化原因プランクトン調査を行うとともに、マウス毒性試験(麻痺性貝毒)、HPLC分析(下痢性貝毒)により、毒化状況について監視を行ってきた。</p> <p>一方、2015年の農水省消費・安全局の通知により、生産現場のリスク管理にスクリーニング法を導入することが可能となった。スクリーニング法の導入に先立ち、簡易測定キット等の有効性・実効性について従来技術である公定法、機器分析法との比較・検証が必要である。</p> <p>【目標値の考え方】</p> <p>有効性・実行可能性の検査対象とする類型数は、以下の2類型とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来技術(マウス毒性試験、HPLC分析法) ・新技術(イムノクロマト法による簡易測定キット) <p>従来技術と新技術の比較・検証回数:32回(40回)<内訳></p> <p>従来技術(小計 64回)</p> <p>麻痺性貝毒検査 アサリ:湖内2地点×10回=20回 カキ :湖内2地点×6回=12回</p> <p>下痢性貝毒検査 アサリ:湖内2地点×10回=20回 カキ :湖内2地点×6回=12回</p> <p>新技術(小計 32回)</p> <p>麻痺性貝毒検査 アサリ:湖内2地点×3回=6回 カキ :湖内2地点×5回=10回</p> <p>下痢性貝毒検査 アサリ:湖内2地点×3回=6回 カキ :湖内2地点×5回=10回</p>	<p>I 貝毒検査結果</p> <p>(1)アサリ 従来技術では計40回、新技術では計12回、検査を行った。いずれの検査においても、貝毒(麻痺性、下痢性)は基準値以下であった。また、新技術と従来技術の検査結果は一致した。</p> <p>(2)カキ 従来技術では計24回、新技術では計20回検査を行った。アサリ同様、いずれの検査も貝毒は基準値以下であり、新技術と従来技術の結果は一致した。</p> <p>II 従来技術と新技術の比較・検証回数 従来技術と新技術の比較・検証は、32回実施した。検査結果は従来技術と新技術で一致しており、新技術の導入への足がかりとなった。しかし、今回用いたサンプルからはいずれも貝毒は検出されていないため、新技術をスクリーニング法として導入するには、もう少し検証を重ねたいと考えた。</p> <p>なお、今年度はアサリサンプルの入手が困難であったため、比較・検証回数の目標値(40回)を若干下回った。</p> <p>III 新技術導入コストの試算 今回の結果から、新技術を導入するにあたり必要な調査員数及びコスト(検査検体数20検体で試算)は下記のとおりである。</p> <p>調査員:1名(従来調査同様)</p> <p><導入コスト></p> <p>試料調査委業務委託 154,000円 (簡易検査キット)</p> <p>麻痺性:イムノクロマト-PSP「ニッスイ」(日水製薬) 50,000円 下痢性:DSP Rapid Kit(株式会社ブラクティカル) 30,000円 計 234,000円</p>	400,000	浜名湖産貝類の安全性向上対策の有効性・実行可能性の検査対象とする類型数	2 (40回)	2 (32回)	80%	A	<p>アサリは浜名湖の沿海漁業の対象として多くの生産者を支えるものであるとともに、地域水産物の柱として産業上重要な魚介類の一つである。また、生産量は多くはないもののカキ養殖も生産者の生活を支える大切な産業となっている。</p> <p>今年度は、県試験研究機関による海域調査において貝毒の原因プランクトンは周年確認されず、貝類の毒化の可能性は極めて低いものであったが、当初計画どおりに貝毒検査を実施し、毒化されていないことを確認するとともに、新技術導入に向けて従来技術との比較・検証を実施した。その結果、新技術は従来技術と同様の結果が得られたため、導入可能ではないかと考えられた。</p> <p>本事業により得られた結果から、浜名湖産アサリ及びカキの食品としての安全性の確保と信頼性を高める成果が得られ、事業の目的を十分に達成できたものと評価できる。</p>	<p>吉成 浩一(静岡県立大学薬学部 教授)</p> <p>浜名湖で主に漁獲又は養殖されるアサリ及びマガキの貝毒の発生状況を監視・調査するため、貝毒検査を実施した。その結果、貝毒は全く検出されておらず、アサリ及びマガキの毒化は起こっていないことが確認された。実施時期、採取場所、検査方法(マウス試験及び危機分析法)を踏まえて、事業は適切に実施されたと判断される。</p> <p>今年度はさらに、新たな技術による検査を並行して実施し、従来法との比較が行われた。その結果、従来法、新手法のいずれにおいても貝毒は全く検出されなかった。新しい手法の有用性を確認するには汚染された海産物も用いるべきであることから、新手法の有用性確認としては不十分と言わざるを得ないが、技術的に実施可能な体制を整えた点は意義がある。新手法は簡便であり、現場でのリスク管理に有意義であることから、有用性の確認と実施体制の確立をさらに進めていただきたい。</p> <p>以上、本事業により浜名湖産の水産物の安全性は確保されたとともに、新技術の導入が進められたことから、事業の目的は達成されたと考える。</p>	<p>適正に実施されているので特別な対応は必要なし</p>	

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価																																																																			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応																																																																
	農薬の適正使用等の総合的な推進	静岡県	<p>【事業の必要性】 多種多様な農作物の安定生産には、農薬は必要不可欠な資材であるが、食の安全・安心に消費者の関心が高まる中、農薬の適正使用が一層求められている。これまで、農薬販売者及び農薬使用者を対象とした各種講習会、立入検査指導等を実施しているが、農薬の安全かつ適正な販売及び使用を確保し、散布者の危害防止、安全な農産物の生産確保と生活環境の保全を図るため、引き続き、各種対策を実施する必要がある。</p> <p>【目標値の考え方】 現状値(違反率)は、平成28～30年度の立入検査・指導実績に基づき算出した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>28違反率</th> <th>29違反率</th> <th>30違反率</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農薬販売者</td> <td>7.6(27/357)</td> <td>6.0(23/381)</td> <td>6.4(17/265)</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>農薬使用者</td> <td>0(0/253)</td> <td>0(0/270)</td> <td>0(0/270)</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>3.8</td> <td>3.0</td> <td>3.2</td> <td>3.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>過去3カ年の農薬販売者の違反率は、平成28年度7.6%、29年度6.0%、30年度6.4%であり、主な違反内容は、販売届、帳簿の不備であった。令和2年度は、農薬販売者に対する立入検査・指導、講習会の実施、農薬管理指導士研修会の実施により、28～30年度における違反率の平均値より低い、6.0%を目標とした。</p> <p>農薬使用者の違反率は、28～30年度で0%であり、今後も農薬の適正使用を推進するため、農薬使用者及びゴルフ場に対する講習会、立入検査・指導、記帳指導を実施し、違反率0%を目標とした。</p> <p>目標値は、農薬の不適切な販売及び使用の発生割合とし、現状(28～30年度の平均)の3.3%を3.0%とすることを目標とした。</p>	区分	28違反率	29違反率	30違反率	平均	農薬販売者	7.6(27/357)	6.0(23/381)	6.4(17/265)	6.7	農薬使用者	0(0/253)	0(0/270)	0(0/270)	0.0	平均	3.8	3.0	3.2	3.3	<p>ア 講習会及び研修会の実施状況(ウを除く) 単位:回、人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>回数</th> <th>農家等</th> <th>販売者等</th> <th>ゴルフ場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農薬使用者講習会</td> <td>27</td> <td>535</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>農薬販売者講習会</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>304</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場研修会</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 啓発活動の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用いた広報手段</th> <th>配布部数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農薬安全使用啓発ポスター</td> <td>270部</td> </tr> <tr> <td>農薬中毒の症状と治療法冊子</td> <td>89部</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 農薬管理指導士の認定状況 研修実施回数 1回</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修対象者</th> <th>新規修了者数</th> <th>総修了者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農薬販売者、営農指導員等</td> <td>69名</td> <td>2202名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農薬管理指導士研修会は、平成17年度から開催 総修了者数は、平成17年度からの延べ人数</p> <p>エ 販売者及び使用者に対する実態調査の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>立入検査・指導数</th> <th>記帳指導数</th> <th>指導対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売者</td> <td>243件</td> <td>—</td> <td>販売者</td> </tr> <tr> <td>使用者</td> <td>201件</td> <td>306件</td> <td>使用者、ゴルフ場、その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 農薬残留調査の状況 該当なし</p> <p>農薬の不適切な販売者の発生割合＝違反件数/立ち入り件数×100 9/243×100＝3.7 農薬の不適切な使用者の発生割合＝違反件数/立ち入り件数×100 0/250×100＝0 農薬の不適切な使用者及び販売者の発生割合 (3.7+0)/2＝1.85</p>	名称	回数	農家等	販売者等	ゴルフ場	農薬使用者講習会	27	535	—	—	農薬販売者講習会	6	—	304	—	ゴルフ場研修会	1	—	—	40	用いた広報手段	配布部数等	農薬安全使用啓発ポスター	270部	農薬中毒の症状と治療法冊子	89部	研修対象者	新規修了者数	総修了者数	農薬販売者、営農指導員等	69名	2202名	項目	立入検査・指導数	記帳指導数	指導対象	販売者	243件	—	販売者	使用者	201件	306件	使用者、ゴルフ場、その他	787,000	3.00%	1.85%	101%	A	<p>農薬販売者、使用者を対象とした各種講習会、立入検査・指導、使用状況の確認を実施し、農薬の安全使用の推進及び農薬の適切な管理・販売の促進を図った。立入検査での主な違反事例は、農薬販売店における帳簿記載及び届出の不備であった。農薬販売店に対して講習会を実施し、農薬取締法に基づいた適切な販売をするよう指導する。</p>	<p>笠井 敦(静岡大学農学部生物資源科学科 准教授) 農薬の不適切な販売及び使用の発生率は低く、事業の成果が現れている。今後も本事業を推進し、農薬の適正使用の推進をお願いしたい。</p>	<p>適正に実施されているので特別な対応は必要なし</p>
区分	28違反率	29違反率	30違反率	平均																																																																								
農薬販売者	7.6(27/357)	6.0(23/381)	6.4(17/265)	6.7																																																																								
農薬使用者	0(0/253)	0(0/270)	0(0/270)	0.0																																																																								
平均	3.8	3.0	3.2	3.3																																																																								
名称	回数	農家等	販売者等	ゴルフ場																																																																								
農薬使用者講習会	27	535	—	—																																																																								
農薬販売者講習会	6	—	304	—																																																																								
ゴルフ場研修会	1	—	—	40																																																																								
用いた広報手段	配布部数等																																																																											
農薬安全使用啓発ポスター	270部																																																																											
農薬中毒の症状と治療法冊子	89部																																																																											
研修対象者	新規修了者数	総修了者数																																																																										
農薬販売者、営農指導員等	69名	2202名																																																																										
項目	立入検査・指導数	記帳指導数	指導対象																																																																									
販売者	243件	—	販売者																																																																									
使用者	201件	306件	使用者、ゴルフ場、その他																																																																									

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
II	伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	静岡県	<p>【事業の必要性】 消費者の食の安全に対する関心が高まる中で、畜産農家の飼養衛生管理レベルを向上させ、安全な畜産物を生産するとともに、農家の経営を改善するために疾病の発生による生産性低下を防止することが求められている。 そこで、下記の事業により畜産農家に対して巡回指導や各種検査を行うことにより、安全な畜産物の生産が可能となる飼養衛生管理を普及推進する。</p> <p>【目標値の考え方】 (現状) H29～R1年度 検査件数の平均 25,736検体(見込) H29～R1年度に発生した監視伝染病の平均件数 25検体(見込) (事業実施後) R2年度の検査件数 24,126検体(計画) R2年度に発生する監視伝染病の件数 20検体(見込)</p> <p>目標値 $=100 \times (1+A) \times (1+B) = 100 \times (1+0.14433) \times (1-0.06256) = 107.2741\% (\approx 107\%)$ $A = (0.00097 - 0.00083) \div 0.00097 = 0.14433$ 家畜の伝染性疾病の検出率の減少率 $B = (24,126 - 25,736) \div 25,736 = -0.06256$ AIにおける対象疾病の検査件数の増加率</p>	<p>現状 平成29～令和1年度 検査件数の平均25,736検体 平成29～令和1年度に発生した監視伝染病の平均件数25件 →検出率 25/25,736=0.00097 現状の充実度を100%</p> <p>実績 検査件数24,621検体 令和2年度に発生した監視伝染病の件数(30)28件 検出率 (30)28/24,621=(0.00122)0.00114</p> <p>実績値 $= 100 \times (1+A) \times (1+B)$ $= 100 \times (1-0.17526) \times (1-0.04332) = 78.9012\% \approx 78\%$ $A: (0.00097 - 0.00114) \div 0.00097 = -0.17526$ 家畜の伝染性疾病の検出率の減少率 $B: (24,621 - 25,736) \div 25,736 = -0.04332$ AIにおける対象疾病の検査件数の増加率 $*A$の下限は-0.99</p> <p>達成度 $(71)78 / 107 \times 100 = (66.3551)72.8972\% \approx (66)72\%$</p>	8,920,000	107.00%	78.00%	72%	B	<p>県内監視伝染病発生件数が増加したことにより、今年度実績は大きく目標値を離れてしまった。その理由として、ヨーネ病の発生件数が増加したことが挙げられる。これは、ヨーネ病浄化を目的として、県内の酪農地帯でヨーネ病リスクの高い農場を抽出し、積極的な検査を実施した結果、摘発率が増加したためである。しかし、農場でのヨーネ病のまん延防止には寄与していると考えられるので、今後も県内の農場における監視伝染病の発生予防・まん延防止のため、さらなる農家指導を行ってきたい。</p>	<p>伊藤 拓也(静岡県農業共済組合家畜診療センター) 今年度、事業の達成度は72%と低かったが、これは監視伝染病(ヨーネ病)の清浄化を図るために、早期発見につなげるため、ヨーネ病リスクの高い農場を抽出し検査頻度をあげたことにより、監視伝染病発生件数が増加したことが要因であり、事業は適正にすすめられていると言える。 今後も本事業を活用し、検査体制の整備及び農家指導を継続し、疾病予防に努めていただきたい。</p>	適正に実施されているので特別な対応は必要なし
	養殖衛生管理体制の整備	静岡県	<p>【事業の必要性】 多量の養殖が行われる本県では、魚病対策の積極的な取組が行われ、その被害率は従来よりも大幅に低下するなど、成果を挙げている。 しかし現在、新疾病出現の脅威や、食品の安全性に対する県民意識の向上から、水産用医薬品の適正使用の遵守をはじめとした養殖衛生管理指導を徹底し、養殖魚の安全性を広く県民に周知することが肝要となっている。</p> <p>【目標値の考え方】 ・全経営体数 150経営体 ①給餌経営体数 128経営体 ②アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業経営体数 128経営体</p>	<p>1 総合推進会議の開催等 全国会議、地域検討会、県内会議を開催 2 養殖衛生管理指導 医薬品の適正使用の指導、適正な養殖管理・ワクチン使用の指導、養殖衛生管理技術普及・啓発 3 養殖場の調査・監視 養殖資機材使用状況調査、医薬品残留検査、薬剤耐性菌の実態調査 4 養殖衛生管理機器の整備 実施せず 5 疾病の発生予防・まん延防止 疾病監視対策、疾病発生対策、アユ冷水病対策</p>	798,000	90.00%	78.10%	86%	A	<p>県内養殖業者は魚価低迷、魚粉、原油の価格高騰、シラスウナギ等養殖用種苗の価格高騰等の影響により厳しい経営状況が続いており、経営体数が横ばいである中、ニジマス、ウナギ、アユ及びマダイ等の県内主要魚種の実働経営体のうち</p>	<p>小野 信一(東海大学 名誉教授) 本事業は、新疾病の出現の脅威や食品の安全性に対する県民意識の向上から水産用医薬品の適正使用の遵守など養殖衛生管理指導の徹底により、養殖魚の安全性を県民に広く周知することを目的として、4つの事業が実施されている。 総合推進会議では、全国会議、地方検討会及び県</p>	適正に実施されているので特別な対応は必要なし

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
			協同組合数 22組合 ・指導実施予定経営体数 135経営体 ①給餌経営体数 113経営体 ②アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数 22組合 ・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数 6回 ・養殖衛生指導等を行う経営体数(実経営体数) 135経営体 ①うち指導会議によるもの 90経営体 ②うち巡回指導によるもの 60経営体 ③その他によるもの 80経営体+22組合(指導実施予定経営体数)／(全経営体数(見込))=135/150=90.0%	【事業の成果】 ア 養殖衛生管理指導を行った養殖等経営体数の割合 78.1% イ 全経営体数 151経営体 ①給餌経営体数 129経営体 ②アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数 22組合 ウ 指導実施経営体数 118経営体 ①給餌経営体数 96経営体 ②アユ冷水病防疫対策実施内水面漁協 22組合 エ 水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数 4回 オ 養殖衛生指導等を行った経営体数(実経営体数) 118経営体 ①うち指導会議によるもの 35経営体 ②うち巡回指導によるもの 60経営体 ③その他によるもの 82経営体+22組合 (指導実施経営体数)／(全体経営体数)=118/151=78.1%					78.1%について指導を実施できた。昨年度(80.0%)と同程度の指導が実施され、目標に対する達成度は86%であり、本事業の目的は達成できたと評価される。今後も高い達成率を目指して事業を実施する。	内会議が実施されている。全国会議では、魚病症例研究会や各地域における症例報告及び討議、また水産防疫対策の概要などが議論されている。地方検討会では、静岡県に隣接する中部地域や関東地域を含めた11都県での魚病の発生状況や地域内での魚病に関するトピックや問題点などが検討されている。養殖衛生管理指導では、県内の養殖業者に対して医薬品やワクチンなどの適正使用の指導やワクチン指導書の発行そして水技研での講習会及び個別指導などが周年にわたって実施されている。他にも水技研職員に対する養殖衛生管理技術者養成本科基礎・専門コース研修や県内の養殖業者に対して魚病講習会、魚病発生状況についての研修会や巡回指導が実施されている。養殖場の調査・監視では、アンケートによる水産医薬品の使用状況調査が県下の養殖業者に対して実施され、その回収率は90%に達している。医薬品残留検査結果からも基準を上回る検体はなく水産医薬品の使用は、指導に沿って適正に行われていると判断される。また、薬剤耐性菌の実態調査からウナギのパラコロ病、ニジマス・イワナの冷水病では、薬剤耐性菌が検出されており継続的な調査が必要である。疾病の発生予防・まん延防止では、県内の主要養殖魚であるウナギ、アユ、サケ科魚類及び海産魚類の重要疾病に関して水技研による被害状況調査や魚病診断が周年にわたって実施されている。今年		

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価				
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応	
病害虫の防除の推進	静岡県	【事業の必要性】 1 薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等の手法の確立 (1) モニタリング手法や判断基準の確立 ①ミカンハダニの苗木圃場における薬剤抵抗性管理 カンキツの重要害虫であるミカンハダニに対しては、新規殺ダニ剤の開発と抵抗性発達による効果の減退が繰り返されてきた。このため、静岡県では土着天敵の活用方法を開発し、夏季における殺ダニ剤の温存対策が普及している。一方、果実被害を防止するための秋季の殺ダニ剤散布は不可欠であり、秋季殺ダニ剤の抵抗性回避対策は産地の重要な課題となっている。近年、カンキツの苗木生産圃場から殺ダニ剤抵抗性個体群が産地に拡散していることを示唆する状況が観察されており、苗木生産圃場における抵抗性管理対策が必要と考えられる。 令和2年度は苗木生産圃場の節から評価した各	1 薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等の手法確立 (1)モニタリング手法や判断基準の確立 ①(ミカンの)ミカンハダニの苗木圃場における薬剤抵抗性管理 ア 取り組んだIPM技術等の内容及びその実証ほ等の設置場所及び面積(a) 薬剤感受性の実態を把握 1a×2箇所 イ 農業環境リスク低減値の向上率 150% 向上率150%(現状:観察調査+薬剤散布(2項目)+令和2年度:薬剤感受性調査(1項目)) ウ 講習会、検討会等開催回数 講習会:2回、検討会:3回 エ 難防除病害虫・雑草の防除体系等の効果把握調査報告 カンキツリーフディスクを用いたミカンハダニの薬剤検定手法を確立した。 オ 現行での発生状況調査または病害虫防除経費(10a当たり、対象作物毎) 15,000円(内訳:農薬費15,000円、燃料費等5,000円) カ IPM技術等における発生状況調査または病害虫防除基準経費(10a当たり、対象作物毎)	4,007,000	薬剤抵抗性をはじめとする難防除病害虫・雑草の防除体系等における作業の現場からの向上率及び、農薬に頼れない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法等の普及取組数とともに、目標達成度は良好である。	130.00%	139.00%	106%	A	薬剤抵抗性をはじめとする難防除病害虫・雑草の防除体系等における作業の現場からの向上率及び、農薬に頼れない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法等の普及取組数とともに、目標達成度は良好である。地区推進事業では、予防、判断や生物的防除、物理的、化学的防除等の実施目標項目	笠井 敦(静岡大学農学部生物資源科学科 准教授)非常に多岐にわたる事業活動展開でありつつ、そのいずれも生産者保護や環境保全、市場活性化の観点から非常に重要であることから、本事業の方針並びに成果は高く評価されよう。ミカンハダニの苗木圃場における薬剤抵抗性管理、カンザワハダニのIPM防除体系の構築、および防除規制に対応したチャ病害防除技術の確立を図ることは、環境負荷の低減や輸出向け茶製品生産に大きく寄与する。イ	適正に実施されているので特別な対応は必要なし	

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
			<p>令和2年度は田んぼ生産圃場2箇所から採集した各1個体群のミカンハダニの薬剤感受性を検定した。10種類の殺ダニ剤の殺卵効果を検定した結果、いずれの個体群でも共通する2薬剤の感受性が低下していた。</p> <p>(2) 薬効を温存するためのローテーション散布の検証と改良</p> <p>①防除規制に対応したチャ病害防除技術の確立 静岡県の茶では、ドリンク用茶や被覆栽培の増加により、摘採期が長期化している。このため、ドリフトによる農薬残留の超過が懸念され、病虫害防除適期に薬剤散布ができず、病虫害の多発を招いている。また地区ごとにドリフト対策のため、広域で防除規制がかけられており、周辺茶園の摘採が終わっていても防除ができないことがあり、これも同様に適期防除を阻害し、防除回数の増加や、薬価の高い治療剤散布が経費増の要因となっている。また治療剤中心の散布歴となってしまうことから、すでに発生が確認されているQoI剤耐性輪斑病の蔓延や、将来的なDMI剤耐性炭疽病菌の出現が懸念されている。</p> <p>そこで、炭疽病・輪斑病を対象に、薬効が温存でき、かつ防除規制に対応できる防除薬剤およびその処理時期、処理方法を検討する。令和2年度は、輪斑病対策として、防除規制のかからない一番茶前に散布することにより本病を抑制できる薬剤として、QoI剤1剤とQoI剤耐性菌発生圃場でも利用できるQoI剤以外の1剤が有効であることを確認した。また、炭疽病対策としては、二番茶の防除規制前の萌芽期から1葉期の時期に、予防剤(TPN剤)と治療剤(DMI剤)を混用処理することが有効であることを確認した。</p> <p>(3) 総合的病虫害・雑草管理による防除体系の確立</p> <p>①イチゴ萎黄病の新たな総合防除体系の構築 イチゴの重要病害である萎黄病は、土壌病原菌の <i>Fusarium oxysporum</i> f.sp. <i>fragariae</i> が引き起こす立枯れ性病害であり、圃場が汚染されるだけでなく、親株が汚染されランナー経由で小苗が感染する場合もあり、定植株の大半が枯れるような深刻な被害をもたらす。本病害は、土壌や培地のくん蒸消毒や育苗資材の更新をしても発生が止まらない場合もあり、太陽熱土壌消毒や土壌くん蒸消毒の不安定性や、株元灌注処理剤の効果不十分、圃場に放置される残渣中での生き残りや再汚染などが推定される。そのため、本病害防除には、育苗から栽培終了後までの総合的な防除体系で取り組む必要があるが、安定的な効果発現が期待される体系が確立されていない。</p> <p>そこで、土壌還元法も取り入れた安定的な土壌消毒と発生した場合の効率的な生育阻害剤・炭疽病確</p>	<p>15,000円(内訳:農薬費15,000円、燃料費等5,000円)</p> <p>キ 見学会、広報等の取組 実績なし</p> <p>ク 雑防除病害虫・雑草の防除体系等の検証の概要</p> <p>確立した手法を用いて苗木生産圃場2箇所から採集した各1個体群のミカンハダニの薬剤感受性を検定した。10種類の殺ダニ剤の殺卵効果を検定した結果、いずれの個体群でも共通する2薬剤の感受性が低下していた。</p> <p>2 農薬に頼れない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立</p> <p>(1)天敵・フェロモン等を利用した防除技術体系の確立</p> <p>①(チャの)カンザワハダニのIPM防除体系の構築</p> <p>ア 取り組んだIPM技術等の内容及びその実証ほ等の設置場所及び面積(a)</p> <p>薬剤感受性の実態を把握して効率的な防除 1a×6箇所</p> <p>イ 講習会、検討会等開催回数 講習会:1回、検討会:2回</p> <p>ウ 農薬環境リスク低減値の向上率 151.1%</p> <p>農薬環境リスク低減率$=\frac{(1+A)}{(1-B)} \times 100 = \frac{(1+0.25)}{(1-0.173)} \times 100 = 151.1\%$</p> <p>A=(4-3)回/4回=0.25 農薬散布回数:4回から3回に変更</p> <p>B=(20,140円-16,652円)/20,140円=0.173</p> <p>現行防除技術20,140円(農薬費13,640円、燃料費等6,500円)</p> <p>確立技術16,652円(農薬費10,152円、燃料費6,500円のみ)</p> <p>エ 現行での化学合成農薬使用回数・量(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>4回(400L/10a)</p> <p>オ IPM技術等における化学合成農薬使用回数・量(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>3回(400L/10a)</p> <p>カ 現行での病虫害防除経費(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>20,140円(内訳:農薬費13,640円、燃料費等6,500円)</p> <p>キ IPM技術等における病虫害防除経費(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>16,652円(内訳:農薬費10,152円、燃料費等6,500円)</p> <p>ク 見学会、広報等の取組</p> <p>2021年3月23日~3月26日にオンラインで行われた第65回日本応用動物昆虫学会大会にて試験結果の広報を行った。</p> <p>(2)薬効を温存するためのローテーション散布の検証と改良</p> <p>①防除規制に対応したチャ病害防除技術の確立</p> <p>ア 取り組んだIPM技術等の内容及びその実証ほ等の設置場所及び面積(a)</p> <p>薬剤の残効性を把握して効率的な防除を実施 1a×4箇所</p> <p>イ 講習会、検討会等開催回数 講習会:1回、検討会:7回</p> <p>ウ 農薬環境リスク低減値の向上率 116.7%</p> <p>農薬環境リスク低減率$=\frac{(1+A)}{(1-B)} \times 100 = \frac{(1+0.167)}{(1-0)} \times 100 = 116.7\%$</p> <p>A=(6-5回)/6回=0.167 散布回数6回から5回に減少</p> <p>B=0 防除経費:散布回数は減少したが、発生予防に要する経費を考慮して、燃料費16,500円のみ</p>	<p>農薬に頼れない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法等の普及取組数</p> <p>4回</p> <p>9回</p> <p>225%</p> <p>A</p>	<p>の実際の指標項目を積極的に取り組んでおり、その目標達成度も良好であることから、事業を適正に実施したと考える。</p> <p>土産に入ると寄生する。イチゴ萎黄病の新たな総合防除体系の構築、およびキウイフルーツかいよう病抵抗性系統の選抜・導入によるIPMの確立を図ることは、本県の重要農産物であるいちご、ならびにキウイフルーツの安定生産に大きく寄与する。水かさびの病虫害防除農薬環境リスク低減技術の確立に関しては、害虫管理および環境保全の観点から非常に大きい貢献と考えられた。</p> <p>地区推進事業については、IPM実践項目が幅広く実施され、目標を達成しており、講習会等や消費者に対する見学会などの広報等の活動も積極的におこなわれていることから評価できる。今後もIPMの一層の普及推進を進めて頂きたい。</p>						

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
			<p>腐熟促進による安全な処分からなる新たな総合防除体系を構築する。</p> <p>令和2年度は、酵母細胞壁抽出物を主成分とする資材の定期的な施用による萎黄病の被害軽減と、尿素を用いた罹病残渣の無害化に取り組んだ。使用した酵母細胞壁抽出物は強い還元性を示すよう加工されており、湛水条件であれば土壤還元消毒に利用できる。今回、ヤシ殻培地で点滴湛水設備を用いて10日ごとに原液200ml/10aを10,000倍に希釈して施用した条件では、通気性の良い培地のため酸化還元電位の低下は認められず、土壤還元効果は期待できなかったが、被害は達観(発病率)、遺伝子検査(感染率)で無処理の約4割に軽減された。酵母細胞壁成分によるイチゴへの抵抗性誘導の効果によると推察された。</p> <p>また、ネギ黒腐菌核病で実績のある尿素施用による腐熟促進過程での罹病残渣の無害化を検討した。対照のキルバー処理で無害化された日平均12℃程度・1週間のポリ袋内処理(無添加は効果無し)で、病原菌の生残が無添加の1/4弱まで減ることが確認された。ネギ黒腐菌核病菌では無害化に同温度条件で4週間前後を要するため、処理期間の延長による効果向上が期待された。以上より、令和2年度に取り組んだ農業に頼らない防除体系の有効性が認められた。</p> <p>②キウイフルーツかいよう病抵抗性系統の選抜・導入によるIPMの確立</p> <p>本県の有望品種はキウイフルーツかいよう病(Psa3)に弱く、本病の蔓延により、生産に著しい影響が出ている。これまで、化学的防除対策を進めるとともに生物的防除法の検討を行ってきたが、罹病性品種では効果が充分でない。</p> <p>令和2年度は、果樹研究センターで育成中の有望系統1系統について、キウイフルーツかいよう病の抵抗性を調査した。休眠枝を用いた接種試験で、「静岡ゴールド」と同等の抵抗性がみられた。</p> <p>(4) 基幹的マイナー作物病害虫・雑草防除法体系の確立</p> <p>マイナー作物の水ワサビは、静岡県の特産物であるが、平成28年秋に県中部地域においてワサビクダアザミウマの発生が県内で初めて確認された(平成29年3月病害虫発生予察特殊発表表)。既に発生地域では広く蔓延し、加害により出荷不能根茎が7割となるほ場もあり、効果的な防除対策が望まれている。水ワサビ栽培ではわさび田で使用可能な農業が少なく病害虫防除が困難な状況であるが、これまでの当事業の結果から、ジメトラン剤(商品名「わ</p>	<p>また、使用農業の変更が無いため、防除経費は現行のまま。</p> <p>エ 現行での化学合成殺菌剤使用回数・量(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>6回(200~400L/10a)</p> <p>オ IPM技術等における化学合成殺菌剤使用回数・量(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>5回(200~400L/10a)</p> <p>カ 現行での病害虫防除経費(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>13,924円(内訳:農薬費7,424円 燃料費等6,500円)</p> <p>キ IPM技術等における病害虫防除経費(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>13,924円(内訳:農薬費7,424円 燃料費等6,500円)</p> <p>ク 見学会、広報等の取組</p> <p>農協職員や普及指導員等との情報交換を随時実施した。</p> <p>(3)総合的病害虫・雑草管理による防除体系の確立</p> <p>①イチゴ萎黄病の新たな総合防除体系の構築</p> <p>ア 取り組んだIPM技術等の内容及びその実証ほ等の設置場所及び面積(a)</p> <p>イチゴ萎黄病の新たな総合防除体系の構築 1a×2箇所</p> <p>イ 講習会、検討会等開催回数 講習会:1回、検討会:1回</p> <p>ウ 難防除病害虫・雑草の防除体系等の効果把握調査報告</p> <p>現地が増加傾向にある高設イチゴ(ヤシ殻培地)では、汚染株が本ほに定植された場合の萎黄病の薬剤防除手段がなく(湛水処理は土耕対象)、今回の取組で有効な防除体系が構築される。</p> <p>総合防除体系の構築(1回) 100%</p> <p>エ 現行での発生状況調査または病害虫防除経費(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>21,000円(内訳:農薬費21,000円、燃料費等一円)※苗灌注3回</p> <p>オ IPM技術等における発生状況調査または病害虫防除経費(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>20,000円(内訳:資材費20,000円、燃料費等一円)※本ほ14日ごと10回</p> <p>カ 見学会、広報等の取組 実績なし</p> <p>キ 難防除病害虫・雑草の防除体系等の検証の概要</p> <p>令和2年度は、酵母細胞壁抽出物を主成分とする資材の本ほでの定期的な施用による萎黄病の被害軽減と、尿素を用いた罹病残渣の無害化に取り組んだ。被害は達観(発病率)、遺伝子検査(感染率)で無処理の約4割に軽減された。</p> <p>また、ネギ黒腐菌核病で実績のある、尿素施用による腐熟促進過程での罹病残渣の無害化を検討した。対照のキルバー処理で無害化された日平均12℃程度・1週間のポリ袋内処理(無添加は効果無し)で、病原菌の生残が無添加の1/5程度まで減ることが確認された。ネギ黒腐菌核病菌では無害化に同温度条件で4週間前後を要するため、処理期間の延長による効果向上が期待された。以上より、令和2年度に取り組んだ農業に頼らない防除体系の有効性が認められた。</p> <p>②キウイフルーツかいよう病抵抗性系統の選抜・導入によるIPM</p>								

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
			<p>さび緑風SGJ)の防除効果が高いことを明らかにし、ワサビクダアザミウマのわさび田での生態解明と並行して防除方法を開発するとともに、農業メーカーと協議しワサビクダアザミウマへの農業登録適用拡大を申請し、2021年に登録された。しかしながら、農業の使用にあたり農業成分の水系への影響が明らかになっていないことから、水わさび栽培において、化学農薬散布時の水系における農業成分調査を実施し、安全性を確認した。</p> <p>一方、生産者は寄生株や発生源となるほ場周辺の野生生えわさびの除去に努めている状態であるため、化学農薬のみに頼らない防除体系を確立するため、寄生株や発生源となるほ場周辺の野生生えわさびの除去も含め、ワサビクダアザミウマ発生に即した生産者向け防除法の指導等を実施し、ワサビクダアザミウマ防除法の普及に努めた。</p> <p>【目標値の考え方】</p> <p>1 薬害抵抗性を初めとする難防除病害虫・雑草の防除体系等における作業の現状からの向上率</p> <p>(1) モニタリング手法や判断基準の確立</p> <p>①ミカンハダニの苗木圃場における薬剤抵抗性管理</p> <p>・苗木圃場における薬剤感受性実態調査を行った上で、適切な防除対策を検討する。</p> <p>・2年目以降は苗木圃場で改善した防除方法を導入した上で、薬剤感受性の変化を調査し、PDCAにより対策を改善していく。</p> <p>防除体系等における作業の現状からの向上率=X+100=50+100=150(%)</p> <p>(X=1÷2×100=50)</p> <p>現状の対策:観察調査+薬剤散布(2項目)</p> <p>新たに実践する作業項目:薬剤感受性調査(1項目)</p> <p>2 農業に頼れない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立</p> <p>(1) 天敵・フェロモン等を利用した防除技術体系の確立</p> <p>①カンザワハダニのIPM防除体系の構築</p> <p>カンザワハダニ及びカブリダニ類の薬剤感受性実態調査を行う。現行の防除体系に使用されている農薬のカブリダニ類に対する影響は不明であり、新たな防除体系を構築するための薬剤を5剤以上選抜する。選抜の結果、現在の防除体系で使用している農薬を1剤削減する。</p> <p>現状のカンザワハダニに使用する農薬 5剤</p> <p>削減する農薬 1剤</p> <p>1/5×100+100=120(%)</p> <p>(2) 薬効を温存するためのローテーション散布の検証と改良</p>	<p>の確立</p> <p>ア 取り組んだIPM技術等の内容及びその実証ほ等の設置場所及び面積(a)</p> <p>抵抗性品種候補系統の養成 1a×2箇所</p> <p>イ 講習会、検討会等開催回数 講習会:1回、検討会:1回</p> <p>ウ 難防除病害虫・雑草の防除体系等の効果把握調査報告</p> <p>休眠枝を用いたキウイフルーツかいよう病の抵抗性評価を行った。</p> <p>エ 現行での発生状況調査または病害虫防除経費(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>19,000円(内訳:農薬費14,000円、燃料費等5,000円)</p> <p>オ IPM技術等における発生状況調査または病害虫防除経費(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>19,000円(内訳:農薬費14,000円、燃料費等5,000円)</p> <p>カ 見学会、広報等の取組 実績なし</p> <p>キ 難防除病害虫・雑草の防除体系等の検証の概要</p> <p>育成中の有望系統1系統について、キウイフルーツかいよう病の抵抗性を調査した。休眠枝を用いた接種試験で、「静岡ゴールド」と同等の抵抗性がみられた。</p> <p>(4)基幹的マイナー作物病害虫・雑草防除手法体系の確立</p> <p>ア 対象作物名及び対象病害虫・雑草名</p> <p>ワサビ・ワサビウマクダアザミウマ</p> <p>イ 取り組んだ検定手法や防除技術等の内容</p> <p>ワサビクダアザミウマの農業登録(R元年度)及び現地でわさび田で使用する際の河川への農薬流出のモニタリング法の開発(R2年度)</p> <p>ウ 取り組んだ防除技術等の内容及びその実証ほ等の設置場所及び面積(a)</p> <p>・ワサビ田での農薬流出モニタリング試験(ジノテフラン水溶剤)</p> <p>70㎡×1カ所(静岡市)</p> <p>・ワサビ栽培地域での河川水中の農薬成分調査(ジノテフラン水溶剤)</p> <p>1地区×2カ所×2日間(計4サンプル)(静岡市)</p> <p>エ 講習会、検討会等開催回数 講習会:6回、検討会:2回</p> <p>【講習会詳細】</p> <p>・静岡県わさび農業安全使用講習会</p> <p>(令和2年8月26、28日、10月16,19,20,26日 生産者、関係者 200名)</p> <p>オ 現行での病害虫防除経費(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>経費(円):28,320円</p> <p>内訳:耕種的防除 時給885円 一回8時間の計4回実施</p> <p>カ IPM技術等における病害虫防除経費(10a当たり、対象作物毎)</p> <p>経費(円):13,200円</p> <p>内訳:農薬による防除 時給885円、一回3時間(2人) 計2回</p> <p>農業代 1,980円 ガソリン代 600円</p> <p>キ 見学会・広報等の取組</p> <p>講演会やわさびの生産者の集まる会議などでの報告</p> <p>ク 難防除病害虫の防除体系等の検証の概要</p> <p>農薬散布後にほ場を調査した結果ワサビクダアザミウマの寄生は確認されなかった。</p>								

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応
			<p>①防除規制に対応したチャ病害防除技術の確立 炭疽病・輪斑病を対象に、DMI剤、Qol剤の散布回数を削減し、各剤の薬効が温存でき、かつ防除規制、摘採の長期化に対応できる防除体系を確立する。 現状のDMI剤、Qol剤の散布回数 5回 新たな防除体系におけるDMI剤、Qol剤の削減回数 1回 $1/5 \times 100 + 100 = 120(\%)$</p> <p>(3) 総合的病害虫・雑草管理による防除体系の確立</p> <p>①イチゴ萎黄病の新たな総合防除体系の構築 本事業において新たな防除体系を構築し、生産指導者及び生産者に周知することで普及に取り組む。ここでは、静岡県の主力品種の一つ'きらび香'の抑制栽培(高設)における総合防除体系を構築・普及することを目指す。周知回数:1回</p> <p>②キウイフルーツかいよう病抵抗性系統の選抜・導入によるIPMの確立 かいよう病抵抗性系統を育成し、産地への導入を目的とした周知を行う。周知回数:2回</p> <p>(4) 基幹的マイナー作物病害虫・雑草防除手法体系の確立 対象作物:わさび 対象病害虫:ワサビクダアザミウマ ワサビクダアザミウマの総合的な防除法を確立し、産地へ指導を行う。 ワサビクダアザミウマ防除講習会 現行0回/年 → 1回/年</p> <p>「1 薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等の手法の確立」、「2 農業に頼れない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立」、「3 総合的病害虫・雑草管理(IPM)による防除体系の確立」では、事業実施主体の規模が大きい「1」及び「2」(事業実施主体:静岡県)の目標値を全体の目標値とする。</p> <p>1の目標値 $(150+120+120) \div 3 = 130(\%)$ 2の目標値 $1+2+1=4(\text{回})$</p>	<p>1の目標値に対する実績 $(150+151.1+116.7) \div 3 = 139(\%)$ 2の目標値に対する実績 $1+2+6=9(\text{回})$</p>								

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価				
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応	
				<p>(実施状況) / (実施前) = 24 / 22 = 109%</p> <p>ウ 見学会、広報等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天敵農薬利用のための研修会(令和2年8月19日) ・令和2年度青年部園地巡回(令和2年9月4日) ・生物農薬利用のための研修会(令和2年7月10日) ・消費者を対象とした見学会(令和3年2月20日～)KADODE OOIGAWAへの来店者に向けて安全・安心ないちご生産についていちご苗の展示も行いながら実施をした。 ・青年部園地巡回・KADODE OOIGAWAいちごフェアの取り組み状況を、JA大井川HPにてIPMの取り組みとして情報発信した。 									
		JAハイナンIPM協議会		<p>(2) JAハイナンいちごIPM協議会</p> <p>ア いちごにおけるIPM取組による成果</p> <p>5戸の農家においてIPM実践モデルを実施し、実施指標の今年度取組項目に取り組んだ。病害虫発生予察情報や病害虫の観察によって適切な防除の時期を判断した。また、アフィバルやリモカなどの天敵農薬を導入した。</p> <p>その結果、化学農薬散布回数や使用量の減少、農薬作業の軽減につながった。しかしながら圃場によっては、予防防除のため大きく化学農薬を減らすにいたらなかった。今後も取組に繋がるように検討していく。</p> <p>今後、農薬散布計画の見直しを行っていく。</p> <p>イ IPM実践指標値の向上率</p> <p>(実施状況) / (実施前) = 28 / 25 = 112%</p> <p>ウ 研修会、広報等の取組</p> <p>紫外線(UV-B)研修、生物農薬研修 令和2年 10月30日 参加者 2名</p> <p>令和2年11月 6日 参加者 3名</p> <p>※新型コロナウイルス感染防止対策として規模を縮小して研修を行った。</p> <p>広報誌 令和3年3月1日発行 発行部数 13,015枚</p>	1,080,000								

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価																													
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応																										
		JA伊豆の国母協議会		(3) JA伊豆の国母委員会IPM推進協議会 ア 取り組んだIPM技術等の内容及びその実証ほ等の設置面積 (a) いちごを対象作物として、収穫果の直接ロスとなり減収要因となる「うどんこ病」について、植物体に病害抵抗誘導を引き出す、紫外光(UV-B)の夜間3時間照射によって、発病の予防・抑制を期待する防除技術として試験導入を試みた。 収穫シーズン開始(12月)からは定期的に導入圃場(3ヶ所)における病害果調査を定期的実施した。 今シーズン(12月~3月)の作柄において「うどんこ病」自体が多発しなかったため、比較対象圃場との差異がなく、紫外光(UV-B)照射の効果は明らかではなかった。しかしながら天候条件によっては多発する年もあるため、ロス果が多く損害をこうむるケースもあり、そのような場合に差異が感じられ、有効性が実感できると考えられる。 今回、取り組んだのは3戸48a規模であるが、実際に比較対象との差異が実感されれば、産地内の生産者へ波及効果が見込まれる。 イ IPM実践指標値の向上率 (実施状況)/(実施前)=24/21=114% ウ 広報等の取組 ・IPM講習会(令和2年10月2日 参加者 約50名) ・JA広報誌(通常総代会資料別冊「2020自己改革の取組」)	1,500,000																																	
重要病害虫の特別防除等			調査対象病害虫 調査実施 調査実施 調査回数 調査全回数 回数 地点数① 月数② 回数/月 ① ×② ・チチュウカイミバエ 9 7 1 63 ・ミカンコミバエ種群 9 7 1 63 ・ウリミバエ ・アリモドキゾウムシ 3 4 1 12 合計 138 チチュウカイミバエの侵入警戒調査は63回、ミカンコミバエ種群・ウリミバエの侵入警戒調査は63回、アリモドキゾウムシの侵入警戒調査は12回、目標値は138回とした。	1 ミバエ類 ア 侵入警戒調査実施状況:地点数及び調査回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象病害虫</th> <th>調査実施 地点数①</th> <th>調査実施 月数②</th> <th>調査回数 (①×②)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チチュウカイミバエ</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>63</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミカンコミバエ種群・ウリミバエ</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>63</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アリモドキゾウムシ</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>138</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> イ 対象病害虫の発見・発生状況なし	調査対象病害虫	調査実施 地点数①	調査実施 月数②	調査回数 (①×②)	備考	チチュウカイミバエ	9	7	63		ミカンコミバエ種群・ウリミバエ	9	7	63		アリモドキゾウムシ	3	4	12		合計			138		100,000	対象病害虫の調査・防除等の総回数	152回	151回	99%	A	侵入警戒調査実施状況・地点数については、ミバエ類については侵入調査を計画通り実施し、その目標達成度は良好であり、事業を適正に実施したと考える。プラムボックスウイルスについては、中遠地域において目視調査まで実施した。	笠井 敦(静岡大学農学部生物資源科学科 准教授)ミバエ類の侵入警戒調査事業は計画通り実施されており、今後も侵入防止のために事業を継続してほしい。プラムボックスウイルスの発生調査事業の達成度は良好であり、事業は適正に行われている。プラムボックスウイルスによる被害を抑えるためにも、今後も本事業を継続する必要がある。	適正に実施されているので特別な対応は必要なし
調査対象病害虫	調査実施 地点数①	調査実施 月数②	調査回数 (①×②)	備考																																		
チチュウカイミバエ	9	7	63																																			
ミカンコミバエ種群・ウリミバエ	9	7	63																																			
アリモドキゾウムシ	3	4	12																																			
合計			138																																			

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価																													
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応																										
			②プラムボックスウイルスの発生調査 平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにプラムボックスウイルスが感染していることが確認された。 これを受け、国により本ウイルスの発生の有無を把握するための全国調査を実施することとされたので、本県においては、以下により発生調査を実施した。 (目標値の設定根拠) 調査地域: 賀茂地域、東部地域、富士地域、中部地域、志太榛原地域、中遠地域、西部地域 調査地区数: 14地区 調査対象植物: ウメ、モモ、スモモ 調査時期: 4月下旬～6月下旬	ウ 対象病害虫の防除状況 なし 2 プラムボックスウイルス ア 侵入警戒調査実施状況: 地点数及び調査回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象地域</th> <th>調査地区数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀茂地域</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東部地域</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富士地域</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地域</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>志太榛原地域</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中遠地域</td> <td>0</td> <td>目視調査まで実施</td> </tr> <tr> <td>西部地域</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 調査対象植物: ウメ、モモ、スモモ 調査期間: 5月25日～7月13日 イ 対象病害虫の発生状況 なし ウ 対象病害虫の防除状況 なし 対象病害虫の調査・防除等の総回数 138+13=151回	調査対象地域	調査地区数	備考	賀茂地域	1		東部地域	1		富士地域	1		中部地域	1		志太榛原地域	1		中遠地域	0	目視調査まで実施	西部地域	8		合計	13								
調査対象地域	調査地区数	備考																																				
賀茂地域	1																																					
東部地域	1																																					
富士地域	1																																					
中部地域	1																																					
志太榛原地域	1																																					
中遠地域	0	目視調査まで実施																																				
西部地域	8																																					
合計	13																																					
総計・総合評価					18,040,000																																	

参考: 評価A(達成率80%以上)、評価B(達成率50%以上80%未満)、評価C(達成率50%未満) * 小数点第1位は切り捨て

注: 総合評価に特別交付型交付金及びハード事業は含まない

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価																																																																										
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応																																																																							
特別交付型交付金																																																																																			
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止																																																																																			
家畜衛生の推進【補正予算分】			<p>【事業の必要性】 岐阜県、愛知県の養豚農場をはじめ、近隣県でCSFが継続発生している。静岡県内においても野生イノシシのCSF陽性事例の確認が相次いでおり、県内養豚農場へのCSFウイルス侵入のリスクが高まる中で、ウイルスを媒介する野生イノシシにおけるウイルス浸潤状況を把握するとともに、養豚農場において野生動物侵入防止対策を実施し、飼養豚へのCSFの感染を防止することが求められている。 そこで、下記の事業により野生イノシシにおいて調査捕獲およびCSFの検査を行うことにより、県内の野生イノシシにおけるCSFウイルス浸潤状況を把握し、養豚農場における野生イノシシ侵入防止対策に活用する。合わせて、CSF検査施設に検査機器および消毒装置を整備することで検査効率の向上、交差汚染のリスク軽減を図る。</p> <p>【目標値の考え方】 野生イノシシにおけるCSFの検査実施によりウイルスの浸潤状況を把握し、CSFのまん延を防止する。</p>	<p>死亡イノシシでは、検体採材の委託により延べ132人を動員し、扁桃採取を行った。捕獲イノシシでは、検査促進を図った結果、県内全域から2,144頭の血液検体が提供された。これらの検体について、豚熱検査を実施し、浸潤状況を調査したところ、2,324頭中141頭が豚熱陽性となった。 検査の実施にあたっては、豚熱検査員2名を雇用するとともに、豚熱検査機器を整備し、検査効率の向上を図った。</p>	29,395,000	豚熱のまん延防止	豚熱のまん延防止	豚熱のまん延防止	達成	適正	<p>野生イノシシの検査促進と併せ、野生イノシシのウイルス浸潤状況を把握し、陽性確認地点の周辺農家への注意喚起及び、陽性確認地点周囲への経口ワクチン散布を実施し、農場への侵入防止対策を強化することで、豚熱のまん延防止を図った。これにより、これまでに静岡県において、養豚農場での豚熱発生はなく、事業の実施は適正である。</p>	<p>伊藤 拓也(静岡県農業共済組合家畜診療センター) 野生イノシシにおける豚熱ウイルス浸潤状況を把握し、農場のバイオセキュリティ向上に努めることで、養豚場での豚熱発生はおさえられており、事業の成果が出ていると言える。 引き続き本事業を活用し、豚熱の発生予防に努めていきたい。</p>	適正に実施されているので特別な対応は必要なし																																																																						
重要病害虫の特別防除等【補正予算分】			<p>ツマジロクサヨトウのまん延防止 令和元年7月に鹿児島県の飼料用トウモロコシでツマジロクサヨトウの国内初発生が確認された。これを受け、国より本虫の発生の有無を把握するための全国調査を実施することとされたので、本県において、以下によりトラップ調査及び発生調査を実施した。</p> <p>①トラップ調査 調査地域：富士地域、中遠地域、西部地域 調査地区数：5地区 調査対象作物：飼料用トウモロコシ、スイートコーン (5月) 調査時期：4月～11月</p>	<p>・侵入警戒調査実施状況・地点数及び、発見・発生状況 1.フェロモントラップ調査(調査時期)令和2年4月～11月、(調査地区数)6地区(発見・発生状況) 単位：頭</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>対象作物</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士宮市猪之頭</td> <td>飼料用ト</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>磐田市見付</td> <td>ウモロコシ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>袋井市湊</td> <td>シ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>浜松市浜北区中瀬</td> <td></td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>森町谷中</td> <td>スイート</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>浜松市浜北区平口</td> <td>コーン</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	場所	対象作物	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	富士宮市猪之頭	飼料用ト	0	0	0	0	0	0	-	-	磐田市見付	ウモロコシ	0	0	0	0	0	0	-	-	袋井市湊	シ	0	0	0	0	0	0	-	-	浜松市浜北区中瀬		-	0	0	1	0	-	-	-	森町谷中	スイート	0	0	0	-	-	-	-	-	浜松市浜北区平口	コーン	-	-	-	-	0	3	10	1	21,000	ツマジロクサヨトウのまん延防止	ツマジロクサヨトウのまん延防止	ツマジロクサヨトウのまん延防止	達成	適正	<p>侵入警戒調査実施状況・地点数について、計画以上に実施し、その目標達成度は良好であり、事業を適正に実施したと考える。</p>	<p>笠井 敦(静岡大学農学部生物資源科学科 准教授) 本害虫は我が国に侵入して間もない新害虫であるため、他の都道府県と連携して情報収集にあたり、速やかに防除体系を構築する必要がある。また、本県においても一部地域で実際に捕獲されたことから、本事業は比較的初期の段階で本害虫に対する体制を整えるにあたり大きく貢献したものと考えられた。</p>	適正に実施されているので特別な対応は必要なし
場所	対象作物	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月																																																																										
富士宮市猪之頭	飼料用ト	0	0	0	0	0	0	-	-																																																																										
磐田市見付	ウモロコシ	0	0	0	0	0	0	-	-																																																																										
袋井市湊	シ	0	0	0	0	0	0	-	-																																																																										
浜松市浜北区中瀬		-	0	0	1	0	-	-	-																																																																										
森町谷中	スイート	0	0	0	-	-	-	-	-																																																																										
浜松市浜北区平口	コーン	-	-	-	-	0	3	10	1																																																																										

令和2年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

静岡県

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価																																																																	
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見	意見への対応																																																														
			②発生調査 調査ほ場数:トラップ設置ほ場 5ほ場、対象作物がある巡回ほ場 5ほ場以上 計10ほ場以上 調査対象作物:飼料用トウモロコシ、スイートコーン、イネ、ダイズ、サツマイモ、ジャガイモ等 (5月) 調査時期:5月～10月	2 生産ほ場における発生調査 (調査時期)令和2年4月～11月、(調査ほ場数)86ほ場 (発見・発生状況) 単位:頭																																																																						
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>作物</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飼料用トウモロコシ</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>スイートコーン</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>水稲</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ダイズ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>カンショ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>バレイショ</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	作物	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	飼料用トウモロコシ	-	0	0	0	0	-	-	-	スイートコーン	0	0	0	-	0	1	0	0	水稲	-	0	0	0	0	0	-	-	ダイズ	-	-	-	-	0	0	0	-	カンショ	-	-	0	0	0	-	-	-	バレイショ	-	0	-	-	-	-	-	-							
作物	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月																																																																		
飼料用トウモロコシ	-	0	0	0	0	-	-	-																																																																		
スイートコーン	0	0	0	-	0	1	0	0																																																																		
水稲	-	0	0	0	0	0	-	-																																																																		
ダイズ	-	-	-	-	0	0	0	-																																																																		
カンショ	-	-	0	0	0	-	-	-																																																																		
バレイショ	-	0	-	-	-	-	-	-																																																																		

注:達成度の欄は「達成」又は「未達成」と、評価の欄は「適正」又は「不適正」と記入する。
 注:特別交付型交付金の総合評価は不要